

## 用語説明

※50音順

用語	説明
NPO法人	NPOは、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。
確保方策	子ども・子育て支援事業が適切に進むよう、量の見込みを基にした、必要な施設や事業の方策です。
家庭的保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するものです。
高齢者人口	65歳以上の人口です。
子ども	本計画で示す「子ども」は、18歳未満の人をいいます。
子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）と総称して、子ども・子育て関連3法といい、子ども・子育て支援に関する新たな制度について規定しています。
事業所内保育事業	主に、満3歳未満の乳児・幼児を対象とした、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

用 語	説 明
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行などを踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを定める法律です。
施設型給付	保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置です。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した特定教育・保育施設に支払います。
就学前の教育・保育	就学前児童が、特定教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所（園）や特定地域型保育事業である小規模保育事業などにおいて受ける、教育・保育を示します。
小規模保育事業	主に満3歳未満の児童を対象とした、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。
生産年齢人口	15歳から64歳までの人口です。
総合教育会議	市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくための会議です。
第三者評価	福祉事業において、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものです。
地域型保育給付	小規模な保育施設に対する財政措置です。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払います。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額になります。
認可外保育施設	認可外保育施設は、乳児や幼児を保育することを目的とする施設であって認可保育所ではない施設のことを総称するもので、その運営は各施設において独自に行われているため、設備や保育の内容などについては、施設ごとに異なります。
認可保育所	認可保育所は、法令などに定められた保育士の数や施設の面積などの基準を満たしていることについて、都道府県や政令市又は中核市から認可を受け、自治体の公費により運営されている施設です。

用語	説明
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設です。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用することができます。
年少人口	0歳から14歳までの人口です。
評価指標	本計画で示す政策目的の達成度を計る指標として、意識調査や経年変化、事業の計画目標量などを基に定めます。
放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室（松戸市での呼称「放課後KIDSルーム」）の計画的な整備などを進めることを目的とした地方自治体で定める計画です。
放課後KIDSルーム	すべての子どもを対象として、放課後において学校の図書館などで、学習や様々な体験、文化活動等を行い、子どもたちの居場所を提供する取り組みです。
松戸市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する「審議会その他合議制の機関」であり、「松戸市子ども・子育て会議条例」により設置しています。
松戸市総合計画	「人」「地域」「都市」の視点から、市民一人ひとりがまちの主人公として「緑花清流」のある豊かな自然環境の中で、健康でいきいきした生活を営み、個性と活力ある新たなライフスタイルを創造できるまちづくりを進めることをテーマとした、松戸市においてより豊かな市民生活を実現するための市民本位の計画です。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティアです。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めています。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めています。
幼稚園	施設や設備の構造など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可した設置された教育施設です。

用語	説明
量の見込み	ある事業を、どのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数です。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本としています。